

被災農業者向け農の雇用事業等一問一答

問1 被災農業者向け農の雇用事業と通常タイプの違いは何ですか。

(答)

- 1 被災農業者向け農の雇用事業は、平成30年7月豪雨等による被災農業者や法人従業員等の就業の場を確保するとともに、農業技術等を習得するための研修の実施を支援することとしており、農業法人等が被災農業者等を一時的に雇用して研修する場合に必要な経費を助成します。
- 2 通常タイプとの主な要件の違いは以下のとおりです。
 - ① 研修生の年齢要件がないこと
 - ② 研修生の農業経験を問わないこと
 - ③ 期間の定めのある雇用（3ヶ月以上の雇用契約は必須）でもよいこと

(参考) 被災農業者向け農の雇用事業の主な要件

【農業法人等の主な要件】

- ・ 概ね年間を通じて農業を営む事業体（農業法人、農業者、農業サービス事業体等）であること
- ・ 被災農業者等と3ヶ月以上の雇用契約を締結すること
- ・ 被災者研修生に対して、研修指導者を置くこと。
- ・ 被災農業者等を農畜産物の生産や加工販売等の業務に従事させ、営農再開後の経営発展に必要な技術、経営力等を習得せるための実践的な研修を行えること
- ・ 労働保険（雇用保険、労災保険）に加入すること
- ・ 農業法人は社会保険（厚生年金保険、健康保険）に加入すること
- ・ 本事業と重複する国による助成を受けていないこと

【被災農業者等に関する主な要件】

- ・ 平成30年7月豪雨等の発生以降に農業法人等に採用された者であること
- ・ 人・農地プランに位置付けられた者、もしくは位置付けられることが見込まれる者、又は農地中間管理機構から農地を借り受けている者、及びこれらに属する者であること
- ・ 研修修了後に営農する意思を有する者であること

問2 平成30年7月豪雨等の発生を受けた農の雇用事業（次世代経営者育成派遣研修タイプ）と既存の次世代タイプの違いは何ですか。

(答) 通常の次世代タイプは1経営体あたり1名のみ派遣が可能です。今般の平成30年7月豪雨等の被災農業法人等が、従業員を本事業を活用して研修に派遣する場合は、同時に複数名の派遣が可能です。

問3 被災農業者向け農の雇用事業及び農の雇用事業（次世代経営者育成派遣研修タイプ）の募集期間等のスケジュールを教えてください。

（答）

- 1 被災者向け農の雇用事業及び農の雇用事業（次世代経営者育成派遣研修タイプ）については、平成30年度1月31日まで随時募集を行うこととしており、すでに募集を開始しています。（平成30年度以降は平成30年度予算で措置する予定）
- 2 毎月月末までに提出された申請書類は、原則として翌月中に審査を行い、研修実施計画が採択された場合、申請書類の提出月の翌々月の初日より研修を開始することとなります。
- 3 必要な応募書類は、事業実施主体である全国農業会議所（全国新規就農相談センター）の「農の雇用事業」ホームページ、又は都道府県の農業会議窓口で入手できます。

問4 被災農業者向け農の雇用事業と農の雇用事業（次世代経営者育成者派遣研修タイプ）の違いは何ですか。

（答）

- 1 被災農業者向け農の雇用事業は、農業法人等が、被災農業者等を新たに雇用する場合、研修に要した費用について支援を受けられます。
- 2 農の雇用事業（次世代経営者育成派遣研修タイプ）は、被災農業法人等が、従業員を雇用したまま他の農業法人等に派遣する場合、研修に要した費用や代替職員の労賃（いずれも被災農業者等負担分について、支援を受けられます。

問5 被災農業者向け農の雇用事業の助成対象となる被災農業者等（研修生）について、人・農地プランに位置付けられた被災農業者等とありますが、具体的にどのような場合に対象となりますか。

（答）

- 1 被災農業者向け農の雇用事業の助成対象となる被災農業者（研修生）については、
 - ① 人・農地プランの中心経営体に位置付けられている者
 - ② 人・農地プランの中心経営体に位置付けられることが見込まれる者
 - ③ 農地中間管理機構から農地を借り受けている者
 - ④ ①～③の経営体に属する者（雇用、親族の経営に従事など）のいずれかを満たす場合は対象となります。

2 このうち、②及び②の経営体に属する者については、今般の平成 30 年 7 月豪雨等の発生時に加え、研修終了後に満たす場合も対象となります。

3 なお、この場合には、申請時点において市町村が営農の意向を確認した旨の書面（営農意向確認書）を添付して下さい。

問 6 通常タイプの農の雇用事業について、今般の平成 30 年 7 月豪雨等の影響で長期の間研修を中断せざる得ない場合、どのような取り扱いになりますか。

（答）

1 今般の平成 30 年 7 月豪雨等の影響で、通常タイプの農の雇用事業の研修を中断する場合は、事業実施主体である都道府県の農業会議に連絡するとともに、「研修中断届出書」を提出して下さい。

2 研修の中断が認められた場合は、研修の再開にあたって中断日数と同じ期間を延長して研修を実施することが可能です。

問 7 これから設立する農業法人は事業の対象になりますか。また、JA 等は事業の対象になりますか。

（答）

1 被災農業者向け農の雇用事業の主な要件は、

- ① 農業法人等が概ね年間を通じて農業を営むこと
- ② 研修生に対して農業経験を有する研修指導者を置くこと
- ③ 研修生が農畜産物の生産に従事して研修すること

等となっており、それらの要件を満たしていれば新設した農業法人や JA 等も、被災農業者向け農の雇用事業の対象となります。

2 なお、特に JA 等の場合、

- ① 農業法人等には、農作業受委託を行う農業サービス事業体も含まれること、
 - ② JA の営農指導員の経験者も研修指導者になれること、
- 等にもご留意下さい。